

事務連絡
平成23年7月22日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災に係る入院時食事療養費等の
標準負担額の免除期間の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の入院時食事療養費及び入院時生活療養費並びにこれらに関する保険外併用療養費、療養費及び特別療養費(以下「入院時食事療養費等」とする。)の標準負担額の免除については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第50条において、「平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において特定被災区域における災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間」実施することとされています。

この「厚生労働大臣が定める日」については、これまで平成23年8月31日を予定している旨、「東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」(平成23年5月2日付け保保発0502第1号保険課長通知)、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」(平成23年5月2日付け保国発0502第1号国民健康保険課長通知)及び「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」(平成23年5月2日付け保高発0502第1号高齢者医療課長通知)でお示ししてきたところです。

しかしながら、被災地の状況等を踏まえ、入院時食事療養費等の標準負担額の免除期間について、下記のとおりとしましたので、貴管下保険者及び関係団体に対して周知徹底いただきますよう御配慮願います。

また、厚生労働省から保険医療機関等に対しては別途周知をしており、貴管下保険者及び関係団体からも被保険者等及び保険医療機関等に対して、繰り返し周知することが必要であるので、広報等に特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 一部負担金の免除を行う被災被保険者等に対する入院時食事療養費等の標準負担額の免除については、平成23年8月31日までを予定していたが、被災地の状況等を踏まえ、平成23年9月以降も、当分の間、これを免除することとし、併せて財政支援も継続すること。

なお、入院時食事療養費等の標準負担額に係る免除期間の終了時期については、追って連絡すること。

- 2 既に発行している一部負担金等免除証明書の入院時食事療養費等の標準負担額の免除に関する有効期限を修正する必要はないこと。

また、今後発行する一部負担金等免除証明書の入院時食事療養費等の標準負担額の免除に関する有効期限については、

- ①「厚生労働大臣が定める日まで」と記載する
- ②「平成23年8月31日まで」と印字された物を「厚生労働大臣が定める日まで」と取り繕う
- ③空白にしておく

等の方法が考えられること。

なお、いずれの場合も、医療機関において有効な一部負担金等免除証明書として取り扱われること。